

志向性と社会の成立

中山 康雄

序

個人の心と社会の成立は関係しあっている。この関係を分析するのが、本稿の目的である。個人はある特定の社会組織に生まれ、そこでの言語や文化を学習し、自らの心を形成していく。だから、個人の心を研究するにあたって、他の人々との相互作用や社会組織の存在を無視することはできない。逆に、社会は、それを構成している個人とそれら構成員の間での相互作用を基盤としてはじめて成り立つものである。本稿は、この個人の心と社会組織の存続の間の関係を、分析哲学的手法により明らかにしようとする試みである^①。

1 合理的行為者と志向性

1980年代、発達心理学に「心の理論 (theory of mind) 学派」が現れた^②。彼らは、子供の心の発達を、大人たちが受け入れている心についての理論の獲得の過程として説明することを試みた。ここで言う「心についての理論」は、いわゆる「素朴心理学 (folk psychology)」にほかならない。素朴心理学では、ある人の行為は、その人の持つ欲求や信念によって説明される。例えば、「美穂がアイスクリームを買ったのは、暑くてアイスクリームが食べたくなったからだ」などと、私たちは説明する。このとき、私たちは、美穂がアイスクリームを買ったことの原因を、暑さをしのぎたいという美穂の欲求とアイスクリームを食べれば暑さがしのげるという美穂の信念を暗黙の根拠にして説明している。このように、素朴心理学における説明では、信念や欲求などの志向的状态 (intentional state) が重要な役割を果たす。

素朴心理学を記述するにあたり私が重視するのは、「合理的行為者」(rational agent) という概念である。私が意味する「合理的行為者」は、自分の欲求を満たすために自ら選択して行為するような行為者のことである。素朴心理学による人間の行動の説明がしばしば成功するのは、私たち人間が近似的に合理的行為者であるためだと考えることができる。デネットも、このため、志向的戦略 (intentional strategy) という行動予測の原理を、設計的戦略や物理的戦略とともに有効なものとして認めている (Dennett (1987))。

それでは、まず、私が以下の議論で必要とする合理的行為者というものをさらに詳しく

特徴付けることにしよう。このとき、特に重要になるのは、信念、欲求、意図などの志向的状态である。

(1) 合理的行為者の素描³⁾

合理的行為者は、次の能力を持つ存在者である：

- A) 高次の志向的状态を持つことができる。
- B) 特定の言語を理解することができ、ある言語共同体 (linguistic community, LC) に属する。
- C) 推論能力を持つ。
- D) 知覚や内省や他の行為者からの情報を受け入れて自分の信念に取り込む能力を持つ。
- E) 信念内の矛盾をさげようとする。
- F) ある事態が起こることを欲するなら、その手段の成立も欲する。
- G) 欲していた事態が生じたと思うなら、当初の欲求は消滅する。
- H) 行為 ACT を遂行する能力が自分にあると思い、その行為遂行を自分が欲しており、現時点はその行為遂行に適切なときであると思うなら、その行為遂行を意図する。
- I) 意図した行為を、条件が整えば実際に実行に移すことができる。

先に述べた「心の理論説」において鍵となるのは、高次の志向的状态を持つ能力の獲得である。そこでは、「本当は、そのチョコレート箱に入っているのは鉛筆なのに、雅夫はその箱にはチョコレートが入っていると誤って思っている」というように自分が誤りだと考えている内容の信念を他者に帰属させる能力が問題になる。心の理論説によれば、他者に態度を帰属する能力は、「～と A が信じていると私は信じている」という第二次の信念を形成する能力によって保証される。そして、四歳になってはじめて人間はこの能力を持つようになると、心の理論説は心理学実験に基づいて説明する。この高次の信念に関する条件は、(1.A) で表現されている。(1) の素描は、信念、欲求、意図、行為遂行ということの間にある相互作用の様態を規定している。

心的状態には、志向的状态ばかりでなく、非志向的状态もある。例えば、痛みなどは、「～についての痛み」というようなものではなく、その心的状態が向かうところの対象を持たないので、非志向的状态に属する。この心的状態は、その担い手がこの状態を常に知っているという特異な性質をとまなうものである。このことを、少し分析してみよう。

(2) 心的状態の(一人称的)透明性

S が心的状態 P にあるのは、自分が心的状態 P があると S が信じているとき、かつ、そのときに限る $[P(S) \equiv ([P(S)] \in \mathbf{B}(S))]$ ⁽⁴⁾。

ここで、知識というものを「正しい信念」として定義しておこう。この定義には問題があるとしばしば指摘されるが、本稿での議論では、この知識の概念を用いて心的状態を特徴付けることにする。他の定義を採用した場合、以下の議論には、その変更に見合った修正を加える必要がでるかもしれない。

(3) 知識の定義

S が K を知っているのは、 S が K を信じており、かつ、 K が真であるとき、かつ、そのときに限る $[know(S, [K]) \equiv ([K] \in \mathbf{B}(S) \& K)]$ 。

これらの規定から心的状態についてその担い手は誤ることがないという、次の定理を導き出すことができる。

(2) と (3) からの帰結：

S が心的状態 P にあるのは、自分が心的状態 P があると S が知っているとき、かつ、そのときに限る $[P(S) \equiv know(S, [P(S)])]$ 。

証明

(3) から、 K を知っていることは、 K が真であることを含意しているので、自分が心的状態 P があると知っていれば、 S が心的状態 P にあることが成り立つ。次に、 S が心的状態 P があると仮定する。すると、(2) から、 S はこのことを信じている。よって、(3) から、 S がこのことを知っていることが成り立つ。

この心的状態の（一人称的）透明性は、私自身と他の人々を分離するよりどころのひとつである。私は、他者が痛みを持つとき、それを推定できるだけである。他者には、私が痛みを持っているという判断において間違える可能性がある。しかし、私が痛みを持っているということに関して私が間違えることはありえない。私が痛みを持っていれば、必ず、私はそのことを知っているのである。

2 文のタイプと事実のタイプ

サールは、生まの事実と制度的事実の区別を導入した (Searle (1969, 1995)) :

「これらが世界に存在する事実のすべての種類であるというつもりはないのだが、太陽が地球から 9 3 0 0 万マイル離れているという事実のような生まの事実とクリントンが大統領であるという事実のような制度的事実とは、区別する必要がある。生まの事実は、どんな人間たちの制度とも独立に存在する。制度的事実は、人間たちの制度の中においてのみ存在できる。」 (Searle (1995) p. 27)

私は、このサールの区別を、心ということに注目して規定しなおすとともに、事実のタイプの区別に先立って、文のタイプの区別を導入する。心ということに注目するのは、制度が何であるかを説明するためには、集团的志向性 (我々-志向性) に基づかなければならないからである (Nakayama (2001))。そして、文のタイプの区別を最初に導入するのは、事実のタイプの区別は、文のタイプの区別に基づいて規定することができるからである。

(4) 文のタイプと事実のタイプ

A) K が生まのタイプの文 (sentence of brute type) であるのは、 K の真理条件が合理的行為者の心的状態に依存せず定まるとき、かつ、そのときに限る。

B) K が S -内省的タイプの文 (sentence of S -introspective type) であるのは、次のことが成り立つとき、かつ、そのときに限る：

S は合理的行為者であり、

K の真理条件が S の心的状態に依存して定まり、

K が成り立つのは、 S が K を信じているとき、かつ、そのときに限る [$K \square ([K] \in \mathbf{B}(S))$]。

C) K が G -制度的タイプの文 (sentence of G -institutional type) であるのは、 K の真理条件がグループ G の構成員の心的状態に依存して定まるとき、かつ、そのときに限る。

D) K が生まの事実 (brute fact) を表現するのは、 K が生まのタイプの真な文であるとき、かつ、そのときに限る。

E) K が S -内省的事実 (S -introspective fact) を表現するのは、 K が S -内省的タイプの真な文であるとき、かつ、そのときに限る。

F) K が G -制度的事実 (G -institutional fact) を表現するのは、 K が G -制度的タイプの真な文であるとき、かつ、そのときに限る。

志向性は、心的状態に属するため、(4.B) の規定から、次の志向性の透明性 (5) が帰結

する。というのも、「 S が K を欲する」[[$K \in D(S)$]]や「 S が K を意図する」[[$K \in I(S)$]]や「 S が K を信じる」[[$K \in B(S)$]]は、 S -内省的タイプの文に属するからである。

(5) 志向性の透明性 (内省)

合理的行為者 x が K を欲する (意図する、信じている) のは、 x が K を欲する (意図する、信じている) と信じているとき、かつ、そのときに限る。

$$[[K \in D(x)] \equiv [[K \in D(x)] \in B(x)] \&$$

$$[K \in I(x)] \equiv [[K \in I(x)] \in B(x)] \&$$

$$[K \in B(x)] \equiv [[K \in B(x)] \in B(x)]$$

志向性は、内省により到達可能な状態である。また、(5) から、信念の無限の入れ子が発生することが帰結する。つまり、「 x が K を信じているのは、 x が K を信じていると信じていると信じている ... と信じているとき、かつ、そのときに限る」ということが成り立つ。しかし、これは、Nakayama (1999b) で論じたように、信念の高次の入れ子は、次の入れ子と同じ内容を持っており、それに何も付け加えないということの意味しているにすぎない。自分が持つ信念はひとつの状態であるため、ここでは何の問題も発生しない。「私が私であるということを知っている」ということは、「自己意識」(Selbstbewußtsein, self-consciousness) と呼ばれたりすることもあるが、これは、自己についての信念というひとつの心的状態であって、意識過程ではない。私は私自身であることを常に知っているが、このことは、この信念の内容を私が常に意識していることを意味してはいない。

3 集団的志向性

共同行為を記述するためには、集団的志向性 (collective intentionality) が必要となる。サールは、集団的志向性の概念は原初的であり、個人の志向性に還元不可能であると主張した (Searle (1995))。しかし、集団的志向性が何を意味しているかは、個人的志向性との関係により定まるのであり、このことを明らかにしない限り、集団的志向性から個人の行為への影響を分析することは困難である。

グループの構成員は、信念や欲求や意図を共有することができる。ここでは、グループにおける志向性の共有を、グループの全構成員がその志向性を持っていることとして捉えることにする。

(6) 共有された志向性 (信念、欲求、意図)

グループ G が K という信念 (欲求、意図) を共有するのは、 G の全構成員が G の構成員であるということと自覚するとともに K という信念 (欲求、意図) を持っているとき、かつ、そのときに限る。

$$[\text{Shared-B}([K], G) \equiv \forall x \in G ([x \in G] \in \mathbf{B}(x) \& [K] \in \mathbf{B}(x)) \&$$

$$\text{Shared-D}([K], G) \equiv \forall x \in G ([x \in G] \in \mathbf{B}(x) \& [K] \in \mathbf{D}(x)) \&$$

$$\text{Shared-I}([K], G) \equiv \forall x \in G ([x \in G] \in \mathbf{B}(x) \& [K] \in \mathbf{I}(x))]$$

このとき、集团的志向性は、共有された志向的状态についての高次の共有信念として表すことができる。

(7) 集团的志向性 (信念、欲求、意図)

グループ G が K を集团的に信じている (欲している、意図している) のは、 G が K という信念 (欲求、意図) を共有しているという信念を G が共有しているとき、かつ、そのときに限る。

$$[K] \in \mathbf{B}(G) \equiv \text{Shared-B}([\text{Shared-B}([K], G)], G) \&$$

$$[K] \in \mathbf{D}(G) \equiv \text{Shared-B}([\text{Shared-D}([K], G)], G) \&$$

$$[K] \in \mathbf{I}(G) \equiv \text{Shared-B}([\text{Shared-I}([K], G)], G)$$

例として、「日本人は千円紙幣が貨幣だと思っている」の読みを考えてみよう。この文の共有信念としての読みでは、「自分も含めてすべての日本人が千円紙幣は貨幣だと信じている」という意味になり、集团的信念としての読みでは、「自分も含めてすべての日本人が、日本人の誰もが千円紙幣は貨幣だと信じていると信じている」という意味になる。紙幣の有効性は、後者の集团的信念を前提に成り立つものである。貨幣であるということの意味は、商品と交換できる一定の価値を有するものとして社会に受け入れられているということである。それは、その社会の中で様々な行為を可能にする集团的信念である。例として、太郎が千円札を出して780円の弁当をコンビニで買うという行為を考えてみよう。このような単純な行為も次のような相互信念なしには遂行できない。ただし、本稿では、「相互信念」という語を、二人の間での集团的信念という意味で用いることとする。

(8) 相互信念の例

太郎と店員の二人は次の事柄をお互いに知っていると思っている：

A) 弁当の価格が780円だということ、

B) 太郎が出した千円紙幣は貨幣だということ、

C) 太郎が780円の弁当を買いたいのだということ。

[[弁当(a) & a の価格=780円 & 太郎は b を出した & 千円紙幣(b) & 貨幣(b) & [太郎が a を買う] \in D(太郎)] \in B(太郎 \cup 店員)]⁽⁹⁾

このように、集団的信念は日常生活のいたるところで前提にされている。

私たちが他者の言明を理解できるのは、その言明を解釈するための語の意味解釈を共有しているからである。このことを「信念」を用いて表現するなら、私たちは基本的なことに関して信念を共有しており (share)、さらに、基本的なことは集団的に信じられているということになる。この言語に関する基本的信念を「意味公準 (meaning postulate, *MP*)」と呼ぶことにしよう。すると、言語共同体 (*LC*) は、ある特定の *MP* を集団的信念として受け入れている共同体として規定することができる。

(9) 意味公準に関する前提

言語共同体 *LC* における意味公準とは、*LC* のすべての構成員が承認しているような文である。だから、*K* が意味公準であるなら、*LC* は *K* を集団的に信じている。

素朴物理学 (folk physics) や素朴心理学 (folk psychology) も、通常、人々に信じられているので、意味公準に属すると考えていいだろう。素朴物理学の中で特に重要なのが、次の因果性に関する信念である。

(10) 因果性についての意味公準に関する前提

A) 因果的關係の推移性: C が D を引き起こし、 D が E を引き起こしたなら、 C は E を引き起こした $[(C \Rightarrow D \& D \Rightarrow E) \rightarrow (C \Rightarrow E)]$ 。

B) 原因は結果に先行する。つまり、 C が E を引き起こしたなら、 C の生起の後に E は生起した $[(C \Rightarrow E) \rightarrow (C \rightarrow F(E))]$ 。

(4) において、私は、「*G*-制度的事実」という概念を導入した。ここで、私は、「集団的信念」の概念を用いて「*G*-制度的基礎事実」という概念を新たに導入する。制度的基礎事実は、制度的事実のうちでも、社会の成立ということに関し、特に重要な役割を果たすものである。

(11) G -制度的基礎事実の定義

K が G -制度的タイプの文であり、かつ、 K がグループ G により集団的に信じられているなら、これを「 G -制度的基礎タイプの文」と呼ぶ。また、 K が真なとき、「 K は G -制度的基礎事実を表現している」と言うことにする。

G -制度的基礎事実の例としては、「京都大学は大学である」という文により表されるような「日本-制度的基礎事実」が考えられる。制度的事実が幻想でないのは、人々がこの制度的基礎事実についての集団的信念を基盤に行為するからである。人々は、貨幣を使用し、会社で働き、ローンの支払いが残っている家に住む。また、社会規範を無視し勝手にふるまえば、犯罪とみなされ刑罰を課せられると人々は信じている。これらの行為や信念は、制度的基礎事実についての集団的信念が社会に存在することを前提にはじめて可能となるのだ。

サールは行為遂行的発話により制度的事実の一部は製作されるという (Searle (1995) chap. 2)。このような製作が可能なのはなぜだろうか。サールは、これは行為遂行的発話が構成的規則を生成することによって実現すると言うのだが、私の分析は次のものである：

(12) 宣言 (declaration) による G -制度的基礎事実の生成

グループ G の中で権威を持つ人 S の「 K 」という宣言は、 G の構成員に K という信念を生み出す。これは、 S の「 K 」という宣言が、 G の構成員達が K ということ信じるといふ S の欲求の表明にほかならず、また、グループ G の中で権威を持つ人とは、そのような宣言により G の集団的信念を新たに生み出す権限を持つと G の中で思われている人のことにほかならないからである (Nakayama (1998, 2003))。そして、人々が K という集団的信念を持てば、人々はもともと自分の信念に従って自分の行動決定を行うので、新しい共通信念は新しい行為と因果作用をもたらすことになる。つまり、この新しい集団的信念は、人々の行為に影響をおよぼすことにより世界を変えるのである。

宣言により、制度的基礎事実のみならず、行動規範のシステムも導入できる。現実の歴史においても、グループ G の権威者の宣言や G の中での合意に基づいた共同宣言により、 G についての新しい行動規範のシステムが導入されてきた。行動規範のシステムは、規範的規則と制度的基礎事実の生成の両方を含むのが普通だろう。また、規範的規則も信念としてこの集団に共有されてはじめて成立するのだということを忘れてはならない。

4 共同行為

社会的行為 (social action) には、共同行為 (joint action) や共通行為 (co-action) などがあると言われている (Tuomela (1998))。グループ G の共通行為とは、 G に属する人が誰も他の人々のことを気にとめず (偶然に) 同じ行為を行うことである。共通行為においては、 G の行為を成立させるのにその行為を成り立たせている行為者間に相互作用が存在しない。言い換えれば、共通行為の場合、全体の行為は、個々の行為者の相互作用から生まれたものではない。例えば、雨が降り出し、路上にいた人々が一斉に傘をさすことは共通行為であり、共同行為ではない。共同行為は、全体の行為が個々の行為者の相互作用から生まれたものでなくてはならないからである。

(13) 共同行為の規定

「グループ G が共同目的 GOAL を実現するために共同で X をする」という言明が真なのは、次の条件が満たされている場合である：

- A) G は、集団的に目的 GOAL を欲している $[[GOAL] \in \mathbf{D}(G)]$ 。
- B) G は、 G の共同行為 X が GOAL をもたらすと集団的に信じている $[[X \Rightarrow GOAL] \in \mathbf{B}(G)]$ 。
- C) G の構成員は、誰も特定の自分の行為が X の部分をなすと思っている $[\forall x \in G (\exists z (z \text{ は行為} \ \& \ z \text{ は } X \text{ の部分} \ \& \ z \text{ は } x \text{ の分担部分})] \in \mathbf{B}(x)]$ 。
- D) (自分も含めて) どの構成員も各自割り当てられた X の部分となる行為を遂行することを意図しているという信念が G で共有されている $[[\forall x \in G \ \forall z (z \text{ は行為} \ \& \ z \text{ は } X \text{ の部分} \ \& \ z \text{ は } x \text{ の分担部分})] \in \mathbf{B}(x) \rightarrow [x \text{ は } z \text{ を実行する}] \in \mathbf{I}(x)] \in \mathbf{B}(G)]$ 。

この時、共同行為は次のように定義できる：

グループ G が共同で X をするのは、 G が GOAL を実現するために共同で X をするということを満たすような共同目的 GOAL が存在するとき、かつ、そのときに限る。

共同行為の例として二人の人のペンキ塗りを考えてみよう。

(14) 例：太郎と花子の二人が自分達の家のペンキ塗りを一緒にする。

act (太郎)： この家の南側と東側の外壁のペンキを塗ること。

act (花子)： この家の北側と西側の外壁のペンキを塗ること。

目的 $goal$ ： この家のペンキが新しく塗られること。

共同行為 X ： 二人がこの家のペンキを塗ること ($X = act(\text{太郎}) \cup act(\text{花子})$)⁽⁶⁾。

- A) 二人とも家のペンキが新しく塗られることを望んでいるし、お互いにそのことを知っている。
- B) 二人とも、自分達が家のペンキを塗れば家のペンキは新しく塗られると思っているし、お互いにそのことを知っている。
- C) 太郎は、*act*(太郎) が共同行為 X の部分だと思っている。また、花子は、*act*(花子) が共同行為 X の部分だと思っている。
- D) 二人とも、それぞれの分担当だと理解している行為遂行を意図していると互いに思っている。

このような条件が成り立てば、ペンキ塗りの共同行為は遂行されるだろう。共同行為の規定については、Holmström-Hintikka et al (1997) に見るように、微細に異なる様々な提案がすでに存在する。私の上の提案も、多くの例に適用することによって十分一般的なものかどうかを吟味する必要があるだろう。しかし、これは今後の課題とし、ここでは、この分析を基礎に社会組織の分析へと進みたい。共同行為の基本的特徴は (13) でとらえられており、社会組織の分析のスケッチにはこれで十分だと思うからである。

5 社会組織の存在基盤

前述の共同行為の分析は、具体的な目的が決まっていって特定の行為を合意のもとになすときの記述に用いることができる。しかし、これは、継続的にひとつの組織として振舞う集団の分析にはそのままでは使えない。少なくとも、一回限りの共同行為と組織の継続的な共同行為とを区別する必要がある。そこで、本稿では、集団の継続的振る舞いを分析するために、複雑適応系 (complex adaptive system) の概念を導入したい¹⁰⁾。これは、集団をひとつのまとまった行動決定システム (decision making system) として扱うことにほかならない。行動決定システムとは、いくつかある選択肢の中から目的達成のために適切と思われるものを選び出し実行に移すことのできる行動体のことをここでは意味している。

継続して存在する社会組織においては、しばしば、具体的な行動がその時々との与えられた状況に応じて決定されねばならない。そのような集団においては、行為決定や行為遂行のプロセスが分業化されることも多い。そのような集団は、行動決定システムとして記述すると都合がよい。そして、行動決定システムのモデルとなっているのは生命体のシステムである。その基本的性質は、共同行為の規定 (13) を基礎に、集団の存続の自己目的化として描くことができる：

(15) 行動決定システムとしての集団モデル

集団 G が次の条件を満たす時、「行動決定システムとしての集団」と呼ぶことにする：

G が存在しているどんな時にも、「 G が G の行動決定システムとしての存続という共同目的を実現するために共同で X をする」ということを満たすような共同行為 X が存在する。

行動決定システムにおいて、集団の存続が自己目的化しているのは、当然とも言えよう。それは、多くの場合、集団の存続は、個々の構成員がその集団の存続を維持するために活動することによりはじめて可能となるからである。行動決定システムとしての集団の例として、ある町工場を例にとってみよう。

(16) 行動決定システムとしての町工場

社長 1 人、事務員 1 人、従業員 5 人。町工場存続のために彼らがしていること：

社長の行為： 仕事の注文を探す。製品の価格の交渉。生産と設備の計画。

事務員の行為： 注文や配達の管理。一般会計。

従業員の行為： 生産計画に従い勤務時間の間製品を生産する。

7 人のこれらの行動は、町工場の存続を可能にするよう作用している。何か緊急の問題が起これば、構成員の誰もが町工場存続が可能になるよう自分の権限の範囲でその問題を解決しようと行動を起こすだろう。また、構成員の誰かが自らの仕事を放棄すれば、町工場の存続は危うくなる。

集団が存続できるためには、そのための有効な戦略が集団の（少なくとも一部の）構成員に知られており、そして、その戦略が構成員により適切に実行されることが必要になってくる。また、町工場の例に見るように、共同行為は、人々に異なった形で分配されることが多い。それは、集団の存続を維持するために有効な共同行為の分配が、多くの場合、そのような異なった行為や労働の分配を要求するからである。このような行為の分配としての役割の分担は、集団内の相互承認により安定化する。

行動決定システムは重なり合いうる。例えば、一人の人間が同時に家族や会社組織や国家の構成員でありうるし、多くの成人は実際にそうである⁹⁾。こうして、社会組織間にネットワークが生まれ、社会組織間の相互作用や相互制約が生ずる。また、社会組織の相互依存性は、制度的基礎事実の相互依存性を生み、その承認を強制する力として働く。人々が千円札を貨幣として受け入れて行動する以上、私一人がこれを否定して行動するわけに

はいかない。それは、私が千円札を貨幣として当然受け入れているものとして人々が自らの行動を決定しているからである。こうしたとき、制度的基礎事実を信じるかどうかは、もはや、個人の選択の自由にゆだねられてはいない。社会の中で生き続ける個人は、生きるための条件として人々が受け入れている制度的基礎事実を同様に受け入れることを迫られるのである⁹⁾。

まとめ

サールは、心と言語と社会の関係を分析哲学の手法により包括的に記述することを試みた (Searle (1998))。しかし、サールの言語行為論や心の適合方向の考えや集団的志向性の概念は、多くの問題をかかえている (Nakayama (1998, 2001), 中山 (2002))。本稿で、私は、志向性という概念を軸に個人の心的状態と社会の成立の関係を明らかにしようとする他の選択肢のひとつを提示した。

また、分析哲学における従来の共同行為に関する議論では、複雑系の科学の視点が取り入れられてこなかった。つまり、従来の分析は主に個人の視点から行われていた。本稿では、共同行為の分析を個人のみでなく集団全体からの視点をも取り入れて行った。そして、この共同行為の分析を基礎に、社会組織の形成や制度的基礎事実の成立と維持に関する説明の概略を描いた。もちろん、これは、社会の成立を説明するという目標へのさきやかな一歩にすぎないが、個人と社会との関係を志向性を用いて説明するアプローチを Searle (1995) とは異なる形で示すことができたと考える。

註

- (1) この論文は、2002年度に京都大学で行った特殊講義の内容にそうよう構成したものである。この論文の基礎になった論文としては、Nakayama (1998, 1999c, 2001, 2003) や中山(2002)などがある。
- (2) 「心の理論」という用語は、1978年に動物心理学者のプレマックとウッドラフの共著論文「チンパンジーは心の理論を持つか」においてはじめて導入された (Premack and Woodruff (1978))。この概念が発達心理学に導入されるのは、ヴィマーとパーナーによる共著論文「信念についての信念」によってである (Wimmer and Perner (1983))。また、自閉症児の研究と心の理論が結び付けられるのは、バロン＝コーエンらによる論文「自閉症児は〈心の理論〉を持つか」においてであった (Baron-Cohen *et al.* (1985))。以上の記述は、子安(2000)を参考している。なお、バロン＝コーエンの使用する用語「Intentionality Detector」は、「意図検出器」ではなく、「志向性検出器」と訳されるべきである。また、心の理論については、Astington (1993) も参照していただきたい。
- (3) より正確な表現は、Nakayama (2003) を参照していただきたい。
- (4) $[K] \in B(S)$ は、「S が K ということを知っている」ということを表している。 $[K] \in B(S)$ の真理条件は、次のように規定される：
 $[K] \in B(S)$ が真なのは、K という文が S の信念集合に含まれているとき、かつ、そのときに限る。
 詳しくは、中山(2001)を参照していただきたい。
- (5) 「太郎の店員」は、太郎と定員のメレオロジカルな融合を指している。メレオロジーを用いれば、複数形の名詞句が指示するような対象を扱うことができる。詳しくは、Nakayama (1999a) や小山・中山(2001)

を参照していただきたい。

- (6) ここでは、行為をメレオロジカルに融合することにより複合した行為について語ることができると考えている。このための、形式的理論を Nakayama (1999a) が提案している。
- (7) 複雑適応系とは、ゲルマンの定義によれば、入ってきた情報から規則性を抽出し、それをスキーマと呼ばれる内部モデルへと圧縮して、そのスキーマをもとに行動するようなシステムである (井場・福原 (1998) p.91, Gell-Mann (1994) 参照)。
- (8) 大企業のような大規模な社会組織では、集団の階層が生まれる。大企業という行動決定システムとしての集団が、支社や本社などの下位の行動決定システムとしての集団の集合の上に成り立つことになる。
- (9) ここで、社会組織の自己存続がその構成員の自己存続を超えて自己目的化するなら、何のための社会組織かという疑問が起こる。個人主義の理念に従うなら、個人の生存をおびやかすような形で社会組織の存続が自己目的化することは防がなくてはならない。

参考文献

- Astington, J. W. (1993) *The Child's Discovery of the Mind*, Harvard UP (松村暢隆訳 (1995) 『子供はどのように心を発見するか』新曜社)
- Baron-Cohen, S., Leslie, A. and Frith, U. (1985) "Does the Autistic Child Have a "Theory of Mind"?" *Cognition*, 21, pp. 37-46.
- Dennett, D. C. (1987) *The Intentional Stance*, The MIT Press.
- Gell-Mann, M. (1994) *The Quark and the Jager: Adventures in the simple and the complex*, Freeman & Co., New York (野本陽代訳 (1997) 『クォークとジャガー』草思社)
- 井場崇・福原義久 (1998) 『複雑系入門』N T T 出版
- Holmström-Hintikka, G. and Tuomela, R. (1997) *Contemporary Action Theory Vol. 2: Social Action*, Kluwer Academic Pub.
- 子安益生 (2000) 『心の理論』岩波書店
- 小山虎・中山康雄 (2001) 「代名詞の意味論：代名詞の E-type 的用法を批判する」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』27, pp. 19-39.
- Nakayama, Y. (1998) "Attitudes and Classification of Utterances," *Annals of the Japan Association for Philosophy of Science*, Vol. 9 No. 3, pp. 37-53.
- Nakayama, Y. (1999a) "Mercollogical Ontology and Dynamic Semantics," *Annals of the Japan Association for Philosophy of Science*, Vol. 9 No. 4, pp. 29-42.
- Nakayama, Y. (1999b) "Self-consciousness, Attitudes, and Actions," *Toward a Science of Consciousness - Fundamental Approaches - Tokyo'99, Souvenir Programme*, pp. A50-A51.
- Nakayama, Y. (1999c) "Communication and Attitude Change," *Proceedings of the 2nd International Conference on Cognitive Science and the 16th Annual Meeting of the Japanese Cognitive Science Society Joint Conference*, pp. 454-459.
- Nakayama, Y. (2001) "Collective Intentionality and Social Organization," *Annals of the Japan Association for Philosophy of Science*, Vol. 10, No. 2, pp. 53-64.
- 中山康雄 (2001) 「態度帰属の意味論」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』27, pp. 1-17.
- 中山康雄 (2002) 「行為としての発話」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』28, pp.63-79.
- Nakayama (2003) "Language Understanding in Joint Actions," *First International Workshop on Language Understanding and Agents for Real World Interaction: Proceedings of the Workshop*, pp. 55-62.
- Premack, D. and Woodruff, G. (1978) "Does the Chimpanzee Have a Theory of Mind?" *The Behavioral and Brain Sciences*, 1, pp. 515-526.
- Searle, J. (1969) *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge UP.
- Searle, J. (1995) *The Construction of Social Reality*, The Free Press.
- Searle, J. (1998) *Mind, Language and Society*, Basic Books.
- Tuomela, R. (1998) "Social Action" in: *Routledge Encyclopedia of Philosophy*, pp. 822-824.
- Wimmer, H. and Parner, J. (1983) "Beliefs about Beliefs: Representation and Constraining Function of Wrong Beliefs in Young Children's Understanding Deception," *Cognition*, 14, pp. 103-128.

[大阪大学教授]